

第1章 総則

(名称)

第1条 本自治会は、シティタワー金町コミュニティクラブ(以下、「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、葛飾区新宿六丁目2番1に置く。

(区域)

第3条 本会の区域(以下、「区域」という)は、葛飾区新宿六丁目2番1とする。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦および福祉の増進を図り、地域住民や葛飾区などの区域内外に存する諸団体と協力して地域課題の解決に取り組み、文化の向上と良好な地域社会を形成することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 会員相互の親睦に関する活動
- 二 会員の福祉の増進および文化の向上に関する活動
- 三 生活環境の維持と改善に関する活動
- 四 広報活動
- 五 防災・防犯・交通安全に関する活動
- 六 青少年の健全育成に関する活動
- 七 シティタワー金町各管理組合との連携に関する活動
- 八 葛飾区等の行政、各種公共機関および近隣団体との連携に関する活動
- 九 渉外に関する活動
- 十 その他、本会の目的を達成するのに必要な活動

(活動の原則)

第6条 本会の活動は、会員の生活を尊重し民主的に行うことを原則とする。また、特定の個人または団体を利するような、政治的・宗教的・営利的な活動は行わない。

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 区域に住所を有する個人は、本会の会員(以下、「会員」という)となることができる。会員は、原則として一世帯を一会員とする。二世帯以上が同居している場合は、これを一世帯とみなす。

(賛助会員)

第8条 法人等の団体または前条に該当しない個人にあつては、本会の活動を賛助するため、賛助会員となることができる。ただし、賛助会員は議決権を有しないものとする。

(入会)

第9条 区域に住所を有する個人で、本会の会員になろうとする者は、本会宛に入会申込書を届け出るものとする。入会申込書に記入された署名日付をもって入会日とする。

2 本会は、前項に規定する入会の申し込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 賛助会員の入会には、役員会の承認を必要とし、細則規程に定める賛助協力金を納めるものとする。

4 本会は、区域に入居した個人または団体に対して、本会の趣旨を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退会)

第10条 会員が次の事由に該当する場合には、退会したものとし、その資格を喪失する。

- 一 区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より本会宛に退会届が提出された場合
- 三 会費を滞納した場合
- 四 会員が死亡または失踪宣告を受けた場合
- 五 本会の目的および活動を著しく阻害する等、会員として不相当と役員会で判断された場合

2 前項各号の事由に該当し退会した場合であっても、当年度末までの会費を納入する義務を負う。また、既に納入された会費の精算・返金およびその他の抛出金品の返還は行わない。

3 退会し、資格を喪失した者であっても、役員会の審議を経ることで、再入会することができる。

(会員の権利)

第11条 会員は次に掲げる権利を有する。

- 一 本会が主催する活動に参加する権利
- 二 本会の総会に出席し、議決権を行使する権利
- 三 本会の役員に立候補する権利

(会員の義務)

第12条 会員は次に掲げる義務を負う。

- 一 会費を納入すること
- 二 この会則および細則に定める規程を遵守し、総会・役員会の決定に従うこと
- 三 本会の活動に積極的に参加し、互いに協力し合うこと

2 会費は、月額400円とし、毎年5月に年額4,800円を本会へ一括納入する。

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 4名
- 三 書記 2名
- 四 会計 2名
- 五 部長 各部門から1名
- 六 担当役員 若干名
- 七 監事 2名

2 役員は、原則として30名までとするが、役員の数に総会の承認を得て若干名増減することができる。

3 会長と監事は、他の役員を兼務できない。会長と監事を除く他の役員は、会長と監事を除いた役員を兼務することができる。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、議事録などの関係書類を作成し管理する。

4 会計は、本会の会計業務を担当し、帳簿などの関係書類を管理する。

5 部長は、各部門を代表し、部門の業務を執行する。部門は、役員会で必要に応じ設定することができる。

6 担当役員は、会務に必要な職務を担当し、本会の円滑な運営に資するよう努める。

7 監事は、本会の会計が適正に為されているか会計監査を行い、また、会務および活動が適正に運営されているか業務監査を行い、その結果を総会へ報告する。本会の財産の状況および業務執行の状況に関して、重大な不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。なお役員会での議決権は有しない。

(役員の守秘義務)

第15条 役員は、個人情報取扱方針を遵守し、会務を通じ知り得た個人情報を外部に漏洩してはならない。

(役員を選任)

第16条 役員は、本会会員の中から立候補または役員会の推薦で選出を行い、総会がこれを選任する。

2 役員は、総会での役員選任後、役員間での互選により決定をする。

3 役員は、辞任その他やむを得ない理由により役員に欠員が生じた場合、役員会は速やかに補充役員を選任することができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし、その選任より任期満了時に開催される総会までとする。

会長、副会長を除いたその他の役員は、1年ごとにその半数を改選する。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、いずれにおいても、その再任を妨げない。

2 再任にあたっては、任期中の役員会の出席率が50%以上であった役員に限り認めるものとする。また、任期が2年の役員であっても、1年間での役員会の出席率が50%未満であった場合は、改選の対象となる。

3 役員は、退会または解任と同時に、役員としての地位を自動的に失う。

4 辞任した役員は、引き続き会員である場合、後任者が就任するまでその職務を継続し、本会の円滑な運営に協力しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の事由に該当する場合は、会長および監事は総会の議決により、その他の役員については役員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 職務の継続に支障が生じると認められたとき
- 二 法令違反、重大な職務違反、規則違反などの不正行為により、本会の運営に著しく支障を与えるなど、役員として不適当と認められたとき

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会および臨時総会とする。

2 定時総会は、会長が招集し、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合、会長が招集し、速やかに開催する。

- 一 会長が必要と認めた場合
- 二 会員の3分の1以上の請求があった場合
- 三 監事が本会の財産の状況および業務の執行について重大な不正があると認めた場合

(総会の構成)

第20条 総会は、全会員をもって構成する。

(定時総会の審議事項)

第21条 定時総会では、次の事項を審議し、議決する。

- 一 前年度の活動報告および決算
- 二 当年度の活動計画および予算
- 三 会則の制定および改廃

- 四 会費の金額変更
- 五 選任役員承認
- 六 その他、本会の重要事項

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、第19条3項三号に定める臨時総会を除いて、会長または会長が指名する会員が務める。なお、第19条3項三号に定める臨時総会の議長は、出席した会員(書面または代理人によって議決権を行使する者を含む)の議決権の過半数をもって、会員の中から選任をする。

(総会の定足数)

第23条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。委任状を提出した会員は、出席者とみなす。なお、委任状はこれを議長に委任したものとす。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第25条 会員は、総会において、各々1箇の議決権を有する。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には、議長および会議において選任された議事録署名者2名以上が署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の種別)

第27条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、定例役員会と臨時役員会とする。

2 定例役員会は、毎月1回の開催とする。

3 臨時役員会は、会長が必要と認めるとき、または就任役員数の3分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の構成)

第28条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(定例役員会の審議事項)

第29条 定例役員会では、次の事項を審議し、議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(緊急の審議事項)

第30条 緊急を要する議事については、役員会で議決執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長または会長が指名する役員が務める。

(役員会の定足数)

第32条 役員会は、役員半数以上の出席をもって成立する。役員が健康上の理由などのやむを得ない理由で役員会を欠席する場合、代理人(役員と同居家族で成人の者に限る)の出席があれば、これを出席とみなす。

(役員会の議決)

第33条 役員会の議事は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第34条 役員会の議事については、議事録を作成し、議事録には、会議において選任された議事録署名者2名以上にて、内容を確認し承認する。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- 一 別に定める財産目録に記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 葛飾区からの補助金
- 六 寄付金品
- 七 その他収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産の管理方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分・担保提供)

第37条 財産目録記載の資産のうち、特に定める重要資産を処分し、または担保に供する場合は、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費)

第38条 本会の経費は、資産をもってこれに充てる。

2 役員が、会務のため参加する会議、講習または研修などにかかる諸経費は、本会から支出する。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動計画および予算)

第40条 本会の活動計画および予算は、役員会で定め総会の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会で議決されていない場合、役員会は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として予算を執行することができる。

(活動報告および決算)

第41条 本会の活動報告および決算は、役員会で活動報告書、収支決算書を作成し、監事による監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に、総会の承認を受けなければならない。

第7章 表彰および弔辞

(表彰)

第42条 表彰は、個人および団体を対象とし、特に必要と認めた場合、役員会に諮り、表彰状と記念品を贈呈する。

(弔辞)

第43条 会員世帯の構成員が死亡した場合、弔慰金を支給して弔意を表す。

2 弔慰金は、金3,000円とする。

第8章 雑則

(禁止事項)

第44条 会員は、おのおのが本会の一員であることを強く自覚し、本会の品位を貶めたり、名誉を棄損したり、または利益を損ねる言動および行動を固く禁ずる。

2 会員は、ソーシャルメディアなどを通じ、インターネットなどで情報を発信する場合、次に掲げる情報を発信してはならない。

- 一 法令、会則に違反する内容の情報
- 二 公序良俗に反する内容の情報
- 三 虚偽の内容の情報(真偽の確証が伴わない情報も含む)
- 四 本会および関係者を誹謗中傷する情報
- 五 本会および関係者の権利を侵害する情報
- 六 本会を代表する見解または意見と誤認され得る内容の情報

3 会員が第1項第2項に違反した場合、役員会は、当該会員に対して、本会を代表し警告を行う。警告後も、違反状態の解消が認められない場合または違反が繰り返される場合には、役員会の裁量において当該会員に対し、退会処分など適切な措置を講ずることができる。

(会則の改正)

第45条 会則の改正は、役員会が、その構成員の2分の1以上の同意を得て発議し、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(細則規程)

第46条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会において細則規程を別に定めるものとする。細則規程の制定・改廃には、役員会において3分の2以上の同意を必要とする。

(管理組合との協力)

第47条 本会とシティタワー金町各管理組合は、本会目的の達成のため、互いに協力する。

(帳簿書類等の備え付け)

第48条 本会は、事務所に次の各号の帳簿および書類等を備え付けなければならない。

- 一 本会則
- 二 認可に関する書類
- 三 会員に関する書類
- 四 役員に関する書類
- 五 総会、役員会の議事録
- 六 会員名簿
- 七 財産目録
- 八 現預金出納帳、証憑綴り
- 九 活動計画書および収支予算書
- 十 活動報告書および収支決算書
- 十一 その他の重要な書類

(附則)

本会則は、平成29年12月3日より施行する。